

6 議会の議員の定数及び任期等の取扱い

3市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで（合併後1年6カ月余）引き続き新市の議会議員として在任する。

新市の議員定数は34人とし、最初の一般選挙に限り旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時まで調整する。

また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、2町選出議員は月額25万円とする。